

令和 4 年

郡山市教育委員会

12月定例会議事録

令和4年 郡山市教育委員会 12月定例会議事録

日 時 令和4年12月22日(木)午後1時30分

場 所 郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎5階)

出席委員 教 育 長 小 野 義 明 教 育 長 阿 部 亜 巳
職務代理者

委 員 阿 部 晃 造 委 員 藤 田 浩 志

委 員 田 中 里 香

出 席 者 教育総務部長 寄 金 孝 一
学校教育部長 嶋 忠 夫
教育総務部次長兼総務課長 渡 部 洋 之
学校教育部次長((併)こども部次長) 橋 本 香
こども部次長((併)学校教育部次長) 伊 藤 克 也
美 術 館 長 菅 野 洋 人
学校管理課長 二 瓶 元 嘉
学校教育推進課長 日 下 明 彦
教育研修センター所長 難 波 和 生
総合教育支援センター所長 大 竹 学
文化スポーツ部次長兼文化振興課長 穴 戸 秀 明
こども政策課長 伊 藤 恵 美

書 記 岩 瀬 綾 子

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長の報告
- 4 議 事
議案第 32 号 郡山市指定天然記念物の指定について
- 5 そ の 他
 - (1) 令和 5 年度学校給食調理業務委託について
 - (2) 新型コロナウイルス感染症関連について
 - (3) 放課後児童クラブの指定管理者制度の導入について
 - (4) 放課後児童クラブの待機児童の解消に向けて
- 6 各課報告
- 7 閉 会

教 育 長 只今から、郡山市教育委員会令和 4 年12月定例会を開会いたします。
本日は、今泉委員が都合により欠席されておりますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第 3 項」の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本定例会は成立いたします。
なお、本日は、傍聴人はおられません。
はじめに、令和 4 年11月定例会の議事録の承認についてですが、何か御意見等はございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
令和 4 年11月定例会の議事録については、配付のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認め、そのように決しました。
次に、教育長報告として、郡山市議会 12 月定例会市政一般質問の概要について報告をさせていただきます。
今回の定例会は、12 月 6 日から 9 日まで、12 名の議員の皆様から合計 45

件の質問をいただきました。主なものは、「いじめ問題について」9件、「不登校・暴力行為等について」5件、「男性の育児参加・男女共同参画等について」5件等であります。詳しくは、資料の答弁要旨を御確認ください。

以上で、私からの報告を終わります。

教 育 長 続きまして、「4 議事」に入ります。本定例会には、議案第 32 号「郡山市指定天然記念物の指定について」の 1 件が提出されております。本件は非公開とすべき案件ではございませんので、直ちに審議に入ります。それでは、「議案第 32 号」について、事務局の説明を求めます。

文化振興課長 議案第 32 号「郡山市指定天然記念物の指定について」、御説明いたします。今回、田村町山中地区の田村神社境内にある、「景勝の桜」と呼ばれるエドヒガンの巨木について、指定天然記念物に指定するものでございます。令和元年に申請があったものでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、有識者による調査や郡山市文化財保護審議会の開催が延期されたことや、令和 4 年 4 月 15 日に開催いたしました審議会において現地確認を行った際、木の上部に花や葉が樹勢していなかったことから、夏の樹勢状況を再確認した上で決定すべきとの意見があり、継続審議となっていたものであります。その後、文化財保護審議会委員であり樹木医でもある委員の方に夏の樹勢状況を確認いただき、10 月 28 日の審議会において、葉が上部まで生い茂っていることが報告され、これまで行ってきた管理を継続すれば樹勢の保持が見込めること、この桜が地域で親しまれていること、樹齢約 300 年で幹周りが 4.4m の巨木であり、貴重な樹木であることなどから、天然記念物に指定すべきと決定し、12 月 5 日付けで書面にて答申書の提出をいただいたところであります。この度、文化財保護審議会の答申を踏まえ、郡山市指定天然記念物として指定するため、本議案を提出したものであります。説明は以上です。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

阿 部 委 員 時代考証からすると、上杉景勝と関連がないということですが、どのように理解すればよろしいでしょうか。

文化振興課長 地元では 1598 年（慶長 3 年）に上杉景勝が植えたと伝えられており、地元では約 400 年の樹齢ということですが、樹木医に見ていただいたところ、樹齢は約 300 年程度ではないかということで、時代については地元で言い伝

えられている部分があるかと思います。

阿部職務代理者 上杉景勝の時代ではないのに景勝の桜として指定して良いものでしょうか。天然記念物の指定というのは、歴史的な史実と合っているかどうかよりも、地元の方に大事にされている財産ということが根拠になるということでしょうか。また、案内板があるとのことですが、景勝の時代ではないということは書かれるのでしょうか。

文化振興課長 今回の指定の要因としては、言い伝えもある中で、地元の方が大切に管理され、樹高や幹回りの大きさ等が巨木の範囲に入っている中での指定ということで、歴史的な背景が言い伝えと違うことについて改めて書き換えるということはないということで御理解いただければと思います。

教 育 長 その他、ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。「議案第 32 号」については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第 32 号」については、原案のとおり決しました。次に、「5 その他」に入ります。それでは、(1)「令和 5 年度学校給食調理業務委託について」、事務局の説明を求めます。

学校管理課長 「令和 5 年度学校給食調理業務委託について」、御説明いたします。令和 5 年度の新規委託校を、御館小学校と御館中学校の親子方式を同時に実施する 1 校といたします。親子方式とは、親校の給食と併せて子校の給食調理を行い、配送する方式でございます。委託校選定の考え方としては、学校給食調理業務の委託実施に当たっては、調理員退職者数に基づき新たに委託を行う「退職者不補充方式」により、定年退職等で減員となる調理員数に応じ、新規委託校及び親子方式となる学校の配置調理員数などを総合的に勘案し、委託校を選定しております。令和 5 年度については、こうした考えに基づき検討した結果、上記に示した 1 校を新規委託校とさせていただきます。委託実施校につきまして、令和 5 年度は令和 4 年度までの 33

校に新規委託校1校を加えまして、合計34校の委託実施となります。なお、小中学校での親子化は本市におきまして初めてであり、モデルケースではありますが、親子方式の中では配送時間が一番短い親子化となります。

説明は以上です。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 次に(2)「新型コロナウイルス感染症関連について」、事務局の説明を求めます。

学校教育部長 12月の児童生徒及び教職員の新型コロナウイルス感染症の感染の状況ですが、昨日21日までで、小学校と義務教育学校前期課程の小学生が1,313名、中学校と義務教育学校後期課程の中学生が401名、教職員67名、計1,781名が罹患いたしました。1日平均としますと、84.8名であり、11月の1日平均74.3名と比べますと、1日10人の増となっており、高止まりの状況です。一昨日20日火曜日に報告があった件数は小中学生が166人と一日の感染者数としては最大値となりました。こちらは、土曜日、日曜日に判明した数も含まれておりますので、多くなっているところはありますが、感染がかなり広がっております。

12月は11月に引き続き、感染が拡大傾向にあり、先週1週間の感染の状況をまとめた資料では、学年別では、小1、小2、小4、小6の割合が若干多くなっております。学級閉鎖については、現在、8校13学級で行っています。残念ながら、12学級が明日まで学級閉鎖となっており、そのまま、冬季休業に入ることとなります。明日、第2学期の終業式となり、明後日から冬季休業となります。各学校では、冬季休業中も基本的な感染症対策を家庭で行うようお願いしているところであります。なお、罹患した児童生徒の中で、重症化して入院したという報告はなく、発熱後1～2日で解熱し、自宅で療養している場合がほとんどとなっております。

説明は以上です。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

阿部職務代理者 先生が感染された場合は、授業のやりくりはどうされていますか。

学校教育部長 先生の感染は、学級で感染者が増えて学級閉鎖となった場合に多くなっております。その際には先生も児童生徒と同様自宅待機となり、タブレットを使用して健康観察を行ったり、可能な場合は課題の指示を出したりする場合がありますが、先生が発熱等の場合は難しい場合があります。学級で児童生徒の感染者はいないが、先生が感染した場合は、校内で、隣のクラスや担任外の先生、教頭先生や校長先生が学級に入り対応しております。

教 育 長 その他、ございますか。

藤 田 委 員 感染経路について、現状は追跡できない状況だと思いますが、部活動の対外試合等で感染したことが疑われる事例の場合にも、特に聞き取り等ないようです。現在はどこで感染してもおかしくない状況であります。クラスター発生の有無などの案内や、簡単な調査をすることで、保護者の疑念を払拭し、対外試合が全面禁止になって児童生徒の活動に影響がでることのないようにしていただきたいと思います。

学校教育部長 感染経路についてですが、学校からの報告によるものでございます。保健所でも感染経路の特定はしておりませんので、学校でも特定は難しい状況です。明らかに部活動での感染が疑われる場合は、学級閉鎖とは別に、部活動を活動停止し、登校を控えさせる措置をとることもございます。いつどこで感染したか不明なため、部活動では感染していないと言うことも難しいのが現状です。児童生徒にも、いつ誰が感染してもおかしくない状況だということを学校で話をしております。

藤 田 委 員 その様な状況であれば、感染経路の資料については、それを基に感染対策を行うものではないと思いますので、必要性について検討していただきたいと思います。

次に、感染した際に、タブレットを自宅に持ち帰り学習を行うことがあると思いますが、休み時間等に友達とコミュニケーションをとることが出来るということが、児童生徒にとって、精神的に良い影響となっていると思います。勉強を進めることも大事ですが、孤立しないで療養期間を過ごすことができるよう活用していただきたいと思います。

また、先生によって、タブレット等の活用状況に差が出てきているようですので、出来る限り平準化するように進めていただきたいと思います。

最後に、児童生徒や家族が発症して濃厚接触者になった場合に、就労している保護者の給料が支払われない等のトラブルが発生する場合もあるかと

思いますので、制度等の通知を学校から出しても良いのではないかと思います。児童生徒向けのサポートは厚いので、特に就労されている保護者のサポートを担当部局と連携し行っていただきたいと思います。

学校教育部長 タブレットで友達同士のコミュニケーションを取り交流できるというのは、非常に良い使い方だと思います。その様な使い方については、各学校に紹介し、実態に応じた使用ができるよう進めてまいります。タブレットの取り扱いで差が出ることについては、教職員の技術にも差がありますので、その差を縮めるよう、研修を充実させていきます。最近は先生たちの技術も向上してきておりますので、校内での研修も進めてまいります。保護者へのケアについては、関係部局と連携を図ってまいります。

阿部委員 雇用契約によるかと思いますが、現在の感染が増えている状況では、新型コロナウイルスに感染して休業した場合でも給与を減らす会社は少ないと思います。今は賃金をきちんと支払わないなど待遇が悪いと人が集まらなくなる状況です。

教育長 その他、ございますか。

田中委員 質問ではなく現在の感染状況ですが、発熱外来には連日患者が押し寄せ、疲弊している状況です。新型コロナウイルス感染症の患者の中にインフルエンザのA型・B型の患者が混ざってきています。症状だけでは判断できないため、発熱患者が来院した場合には、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症を同時に判別できる抗原キットを使用し、10分程度で検査し、陰性だった場合、新型コロナウイルス感染症は抗原キットに対して感度が低いため、PCR検査で再検査し、1日後に結果が出るという方法で行っております。家族が新型コロナウイルス感染症と診断され、1～2日後に発熱し、自身で抗原検査を行い陽性だった場合は、陽性者登録センターに登録することができます。そうすると、わざわざ発熱外来を受診する必要はなく、療養期間に入りますので、臨機応変に、自身で抗原検査を行うことができる場合はその様に対応していただきたいと思います。もちろん風邪症状の薬が必要な場合は受診することもできますし、電話等のオンラインで診察することも可能ですので、その様な形で何とか乗り切りたいと思います。

教育長 田中委員から伺った現状を踏まえ、各学校の感染拡大防止に活かしていきたいと思います。また、藤田委員の意見も、関係部局と連携を取り、教育

委員会での意見として周知していきたいと思います。

教 育 長 その他、ございますか。

(なし)

教 育 長 次に(3)「放課後児童クラブの指定管理者制度の導入について」、事務局の説明を求めます。

こども政策課長 「放課後児童クラブの指定管理者制度の導入について」、御説明いたします。放課後児童クラブとは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供する事業であり、女性の就業率の上昇により、利用ニーズは高い状況で推移しております。児童クラブの利用ニーズに対応し、待機児童を解消するため、市内全域への児童クラブの開設や増設を進めており、5年間で28クラブ、定員で950人の増設・増員を図り、現在、海老根小学校を除く全ての小学校50校に81クラブが市直営で設置されております。低学年である3年生までは必ず受け入れる体制としておりますが、今年度も4年生以上に161人の待機児童が生じている状況であり、今後も事業規模が拡大することが見込まれております。事業拡大により増加する支援員個々に応じた研修の不足など、今後取り組むべき質的拡充への対応が困難であるという課題等が生じてきており、持続可能な事業運営に向け、抜本的な運営の見直しが必要と考え、専門的なノウハウを持つ民間活力の導入について検討を進めてまいりました。今までは、待機児童解消のための量的拡充を中心に進めてまいりましたが、今後は多様化する利用ニーズに応え、質的拡充へシフトすることで市民サービスの向上につなげることを目的に、指定管理者制度を導入するものでございます。指定管理者制度とは、公の施設の管理運営を行う民間事業者を指定管理者として指定することにより、民間のノウハウを活用しつつ、市民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的とした制度でございます。指定管理者制度の導入の目的の1つ目として、民間事業者の持つ、児童クラブ運営のノウハウや縦断的な運用が可能となる支援員の雇用形態等により保護者からのニーズの高い開所時間の延長や児童の活動内容の充実、支援員の専門性の向上など、市民サービスの向上を図りたいと考えております。また、2つ目の目的として、事業者によっては勤務管理システムやおやつ発注など、構築されたシステムなどを保有しており、民間事業者の効率的な事業運営により行政のスリム化を目指すとともに、民間事業者のスキルや体制により可能となる取り組み等により直営では困難

だった運営補助金の活用により一般財源、市の支出を削減するも可能だと考えております。制度導入や概要につきましては、子ども・子育てに関する施策を総合的に審議する「子ども・子育て会議」での協議を行っており、郡山市議会 12 月定例会におきましては指定管理事業者選定に要する予算について承認いただいたところでございます。今後のスケジュールについては、資料に記載の通りであります。2024 年度（令和 6 年度）から指定管理者制度へ移行する予定で検討を進めております。

説明は以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

阿部職務代理者 学校ごとに児童クラブが設置されているかと思いますが、指定管理者制度を導入する際には、学校ごとになるのでしょうか、一括になるのでしょうか。

こども政策課長 郡山市の児童クラブにつきましては、基本は学校内に設置しておりますので、自分が通う学校の児童クラブに入らせていただくことになっております。そのため、地域の差がなく一律のサービスを受けることができるよう、一括の導入を予定しております。

阿部職務代理者 そうすると、一つの事業者が市内のすべての児童クラブを担当するということで、規模が大きいものになると思いますが、事業者の規模の大きさが限定されるのでしょうか。

こども政策課長 事業者の規模や地域性を問うものではございません。我々が希望する内容を提供していただける事業者ということですが、人的に一番大きな部分を占める支援員については、我々の示す仕様の中で、現在、市直営の中で雇用されている支援員で継続雇用を希望される場合は、保護者にとっても継続性が重要だと思いますので、継続して雇用するということを示したいと思っております。

教 育 長 その他、ございますか。

藤 田 委 員 万が一トラブルが起きた場合の保証は、民間事業者が担うということでしょうか。

こども政策課長 様々な事案での想定があるかと思いますが、公設民営ということで、設置については市、運営は事業者という形になります。運営の中で起きたことについては事業者側の責任が出てこようかと思いますが、リスク分担につきましては、様々な場面において、事前に整理をいたします。

教 育 長 その他、ございますか。

(なし)

教 育 長 次に(4)「放課後児童クラブの待機児童の解消に向けて」、事務局の説明を求めます。

こども政策課長 「放課後児童クラブの待機児童の解消に向けて」について、御説明いたします。先ほども御説明いたしましたが、本市の児童クラブにおきましては、現在も待機児童が生じている状況であります。現在の保育所利用世帯の児童数から来年度の児童クラブの入会児童数を推計し、低学年の児童が入会できない可能性がある小学校について施設の増設の必要がございます。資料に示す4校については、今年度も低学年の入会児童数が増加し、4年生以上には入会制限を行っている状況でありました。児童数は今後も増加傾向にあり、また、西田学園につきましては、特認校であることから、遠隔地からの児童については必ず受け入れる方針をとっていること、併せて現在の保育所利用状況から、低学年に待機児童を生じさせないためには、これらの学校に児童クラブの増設が必要であると判断される状況であります。本市の児童クラブの整備につきましては、既存ストックを活用した整備を行うことを基本方針とし、資料のフローチャートに示す考え方により進めてまいります。教育委員会事務局の各課及び各学校に御協力いただき、令和5年度に向けたクラブの増設について検討を行った結果、永盛小学校には転用可能教室への設置を、西田学園については西田ふれあいセンター内に、高瀬小学校については学校から200m離れた地区集会所に、日和田小学校については公共施設・民間施設等の活用がいずれも難しかったため、学校校庭にプレハブの設置による増設を予定し、いずれも9月及び12月議会において整備にかかる予算について承認をいただいたところであります。定員については140名の増加となりまして、いずれも令和5年4月の開所を予定しております。

説明は以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

藤田委員 増設についてはよろしいかと思いますが、児童数が減少していく学校の場合は、児童クラブに入会を希望する児童数も少なくなると思われます。運営が民間に移行した場合に、採算が取れないという話があった場合はどうなるのでしょうか。

こども政策課長 あくまでも設置は市になりますので、需要が出てきた場合は市で増設を行い、現在第2クラブ、第3クラブとある場合で児童数が減った場合はクラブ数も減らすことも出てまいります。ただ、放課後の預かりについては市が責任をもって事業を行いますので、人数が少なくなり採算が取れなくなったから閉鎖するということはございません。今後もその方針は変わりません。

教育長 その他、ございますか。

(なし)

教育長 次に「6 各課報告」に入ります。

(各所属、下表案件について報告)

No	所属名	件名
1	美術館	郡山市立美術館開館 30 周年記念展 1「記録する眼 豊穰の時代 明治の画家亀井至一、竹二郎兄弟をめぐる人々展」について
		文化講座「幕末明治の見世物寄席」について
		風土記の空について
		鑑賞学習対応について
2	学校教育推進課	郡山市立学校図書館全体構想計画について
3	教育研修センター	11 月教職員研修講座等の実施状況について

4	総合教育支援センター	2021（令和3）年度 問題行動・不登校調査結果より
		令和4年度幼保小連携推進事業「授業と保育の相互協議会（協議会）」について～西方部・中方部 開催報告～
		令和4年度 幼保小連携推進事業「第5回 幼・保・小合同研修会」について

教 育 長 本定例会に提出された案件は以上となります。その他、委員の皆様から御意見等ありますか。

（なし）

教 育 長 事務局から他にありますか。

（なし）

教 育 長 ないようですので、以上で郡山市教育委員会令和4年12月定例会を閉会いたします。

終了時刻 午後2時25分